

●東京都告示第千三百二十二号  
 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定による特定行為事業者の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年九月十日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

- 特定計量器定期検査の実施(二件)……………一
- ……………(生活文化局計量検定所検査課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………二
- ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………三
- ……………(同)……………三
- 飼料試験結果の公表……………四
- ……………(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……………四
- 技能検定員審査の実施……………六
- 教習指導員審査の実施……………七
- 規程(交)……………七
- 東京都交通局庁舎の庁中取締規程の一部を改正する規程……………八
- 東京都懸垂電車運輸営業の一時休止……………八
- 使用水量の計量業務の委託……………八

### 公 告

- 都市計画の図書の縦覧(二件)……………八
- ……………(都市整備局都市づくり政策部都市計画課)……………八
- 東京都歯科技工士国家試験の実施……………九
- ……………(福祉保健局医療政策部医療人材課)……………九
- 都市計画事業の施行……………三
- ……………(建設局三環状道路整備推進部管理課)……………三
- 東京都職員共済組合の職務代理者の指定……………三
- ……………(東京都職員共済組合)……………三
- 東京都職員共済組合の役員退職……………三
- ……………(同)……………三

### 告 示

- 東京都告示第千五百二十四号
- 計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。
- 平成二十五年十一月一日
- 東京都知事 猪 瀬 直 樹
- 一 検査地域 千代田区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

### 三 検査期日

平成二十五年十二月四日から平成二十六年一月三十日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

### 四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

### 五 指定定期検査機関の名称

一般社団法人東京都計量協会

### ●東京都告示第千五百二十五号

- 計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。
- 平成二十五年十一月一日
- 東京都知事 猪 瀬 直 樹
- 一 検査地域 品川区及び大田区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

### 三 検査期日

平成二十五年十二月十日から平成二十六年三月五日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

### 四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

### 五 指定定期検査機関の名称

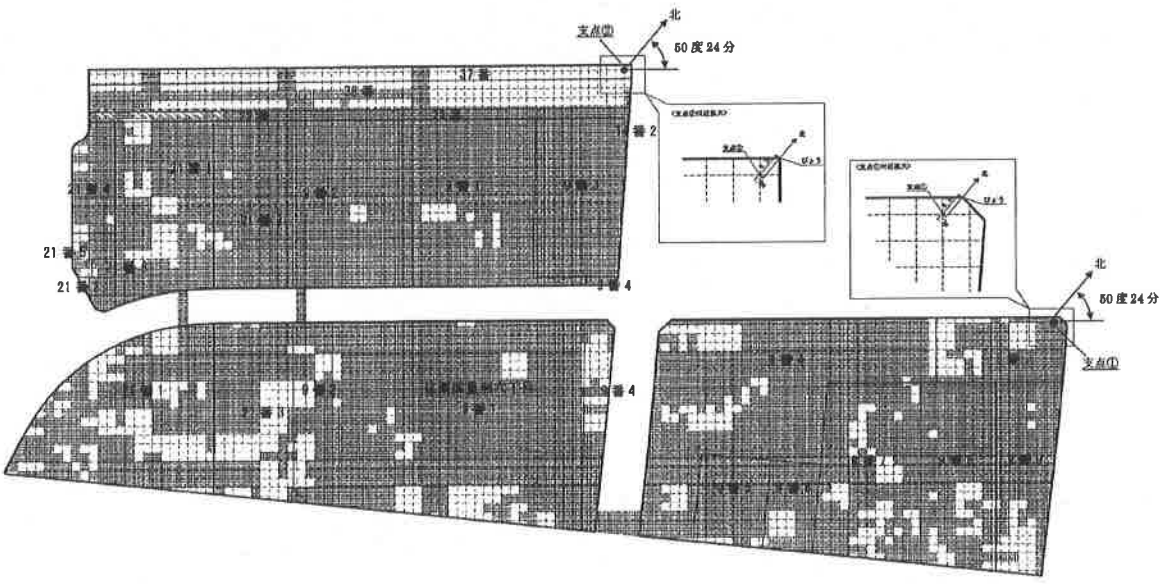
一般社団法人東京都計量協会

別図

<支点>  
支点①は、江東区豊洲六丁目8番の最北端にあるびょうから西へ1.7m、南へ0.7m進んだ地点とする。支点②は、江東区豊洲六丁目37番の最北端にあるびょうから西へ1.8m、南へ0.3m進んだ地点とする。

<格子の回転角度 (60度24分)>  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度として示す。

<凡例>  
 — : 調査対象地  
 - - - : 単位区画  
 — : 筆境界  
 ■ : 形質変更時要届出区域 (平成23年東京都告示第1655号、第1656号及び第1666号並びに平成25年東京都告示第073号により指定した区域)  
 ※ : 平成23年東京都告示第1666号による指定を解除する区域



●東京都告示第千五百二十九号  
 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条  
 第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千三百二十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、  
 同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十一月一日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

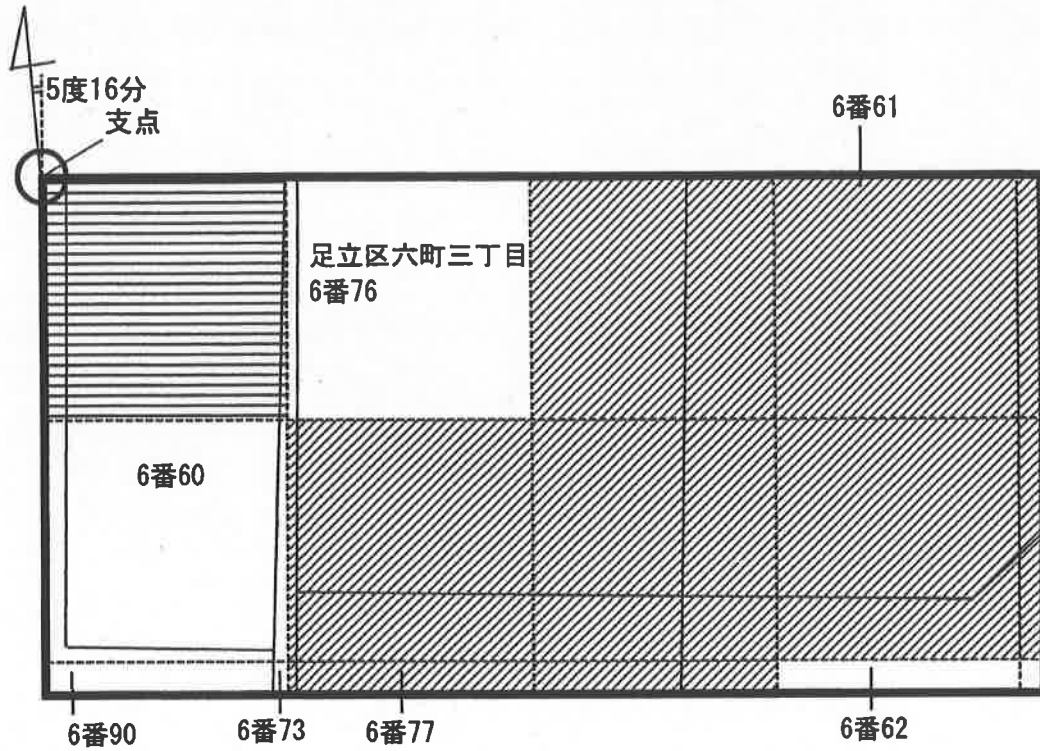
一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区六町三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



別図



<支点>

支点は、足立区六町三丁目6番90の最北端とする。

<格子の回転角度> 5度16分

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 単位区画線
- 筆境界線
- 調査対象地
- 形質変更所要届出区域
- 指定を解除する区域

●東京都告示第千五百三十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十五年九月に収去した飼料の試験結果を次のとおり公表する。

平成二十五年十一月一日

東京都知事 猪瀬直樹

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 市街地再開発事業の終了認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…
  - 建築基準法による道路位置の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所再開発課）…
  - 建築基準法による道路位置の指定の変更……………（同）…
  - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
  - 森林法第百八十九条の揭示……………（産業労働局農林水産部森林課）…
- ### 公告
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（二件）……………（主税局課税部課税指導課）…
  - 市街地再開発組合の理事長の就任……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…
  - 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所再開発第二課）…
  - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…

### 告示

●東京都告示第千六百十二号  
 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の二十第一項の規定に基づき南小岩七丁目西地区第一種市街地再開発事業の終了を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十一月十日  
 東京都知事 舛添 要 一

- 一 施行者の氏名又は名称  
 スターツコーポレーション株式会社及び一般財団法人首都圏不燃建築公社
- 二 事業施行期間  
 平成二十四年一月十二日から平成二十八年三月三十一日まで
- 三 施行地区  
 江戸川区南小岩七丁目地内
- 四 第一種市街地再開発事業の名称及び施行認可の年月日  
 南小岩七丁目西地区第一種市街地再開発事業  
 平成二十四年一月十二日
- 五 第一種市街地再開発事業の終了の認可の年月日  
 平成二十七年十一月十日

●東京都告示第千六百十三号  
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十一月十日  
 東京都多摩建築指導事務所長  
 金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年十月二十三日	小金井市中町二丁目三十八番三、同番四、同番九、同番十、同番十二、同番十五及び同番十七の各一部	延長 三・三六

●東京都告示第千六百十四号  
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十一月十日  
 東京都多摩建築指導事務所長  
 金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年十月十四日	西東京市北町四丁目千十五番一及び同番三十二から同	延長 一二五・〇三

変更に係る道路の種類
 変更年月日 | 変更に係る道路の位置 | 変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル） || 法第四十二条第一項第五号の規定による道路 | 平成二十七年十月十四日 | 西東京市北町四丁目千十五番一及び同番三十二から同 | 延長 一二五・〇三 |



第三十四の各  
一部 八・〇〇  
五・〇〇

●東京都告示第千六百十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条  
第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千三百二  
十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、  
同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定によ  
り、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十日

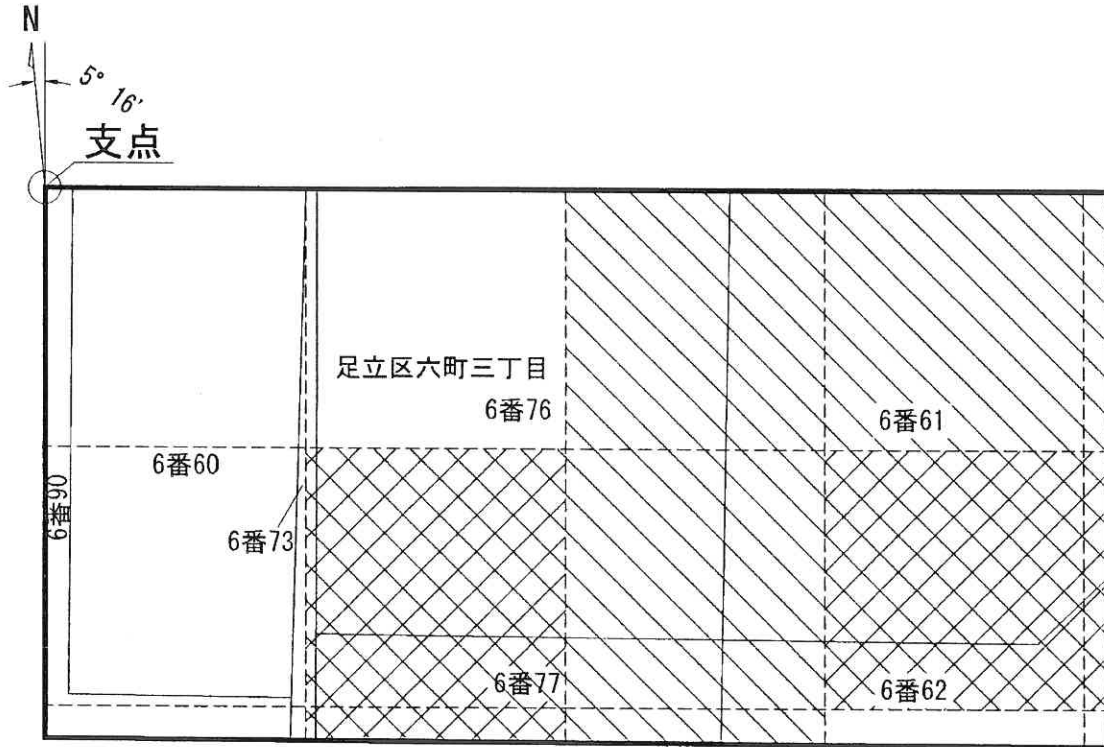
東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区六町三丁  
目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特  
定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びそ  
の化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



〈支点〉  
 支点は、足立区六町三丁目6番90の最北端とする。  
 〈格子の回転角度:5度16分〉  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に  
 引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線によ  
 り形成された格子を、支点を中心として、右回りに回転さ  
 せた角度を示す。

〈凡例〉  
 - - - 単位区画線  
 — 筆境界線  
 — 調査対象地  
 ▨ 指定を解除する区域  
 ▩ 形質変更時要届出区域